

2019年2月12日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

「グローバル CB ファンド」12 コース
信託終了(繰上償還)決定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「グローバル CB ファンド」12 コース(以下、総称して「当ファンド」といいます。)につきまして、投資信託約款の規定に基づいて信託を終了することいたしましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象となる証券投資信託の名称

- グローバル CB ファンド・ブラジルリアルコース(毎月分配型)
- グローバル CB ファンド・豪ドルコース(毎月分配型)
- グローバル CB ファンド・南アフリカランドコース(毎月分配型)
- グローバル CB ファンド・資源国通貨コース(毎月分配型)
- グローバル CB ファンド・米ドルコース(毎月分配型)
- グローバル CB ファンド・円コース(毎月分配型)
- グローバル CB ファンド・ブラジルリアルコース(年1回決算型)
- グローバル CB ファンド・豪ドルコース(年1回決算型)
- グローバル CB ファンド・南アフリカランドコース(年1回決算型)
- グローバル CB ファンド・資源国通貨コース(年1回決算型)
- グローバル CB ファンド・米ドルコース(年1回決算型)
- グローバル CB ファンド・円コース(年1回決算型)

2. 信託終了の理由

今般、当ファンドの主要投資対象である円建外国投資信託受益証券「SMT グローバル CB ファンド」について、残高が僅少のためファンドの存続が困難であるとして、全クラスが繰上償還されることとなりました。これにともない、当ファンドの投資信託約款第39条第3項(後記「投資信託約款(抜粋)」をご参照ください。)の規定に基づき、書面による決議を行うことなく信託を終了するものです。

3. 信託終了日(償還日)

2019年3月15日

以上

「投資信託約款(抜粋)」

(投資信託契約の解約)

第 39 条 委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより別に定める各投資信託の受益権の口数を合計した口数が 40 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③委託者は、この投資信託が主要投資対象とする円建外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

④委託者は、第 1 項および第 2 項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

⑤ ～ ⑦ (記載省略)